

# **繰越事務手続の手引**

**【よくある間違い10の事例集（補助事業）】**

**令和5年10月**

**財務省近畿財務局編**

## よくある間違い10の事例集 目次

- 1 「事由」欄の事由終期が申請後になっている事例。
- 2 「事由」欄の事由発生（始期）が、繰越事由の対象となる「（当初計画）変更計画」欄の当初計画期間内ではない事例。
- 3 「（当初計画）変更計画」欄「変更計画」の「工事完成」年月と「事業完了予定年月日」欄が不一致の事例。
- 4 「（当初計画）変更計画」欄の変更計画と事由発生時期に整合性がない事例。
- 5 「事業概要」欄の工事概要を、具体的に記載せず「一式」表示になっている事例。
- 6 「箇所名」欄で箇所が特定できていない事例。
- 7 繰越事由が契約後に発生した場合に、「（当初計画）変更計画」欄の記載が、「着手～完成」として一体表示されている事例。
- 8 ADAMS（翌債要求書、繰越計算書）と「箇所別調書及び理由書」の事項名が異なる事例。
- 9 ADAMS（翌債要求書、繰越計算書）と「箇所別調書及び理由書」の事業完了予定年月日が異なる事例。
- 10 審査表の支出負担行為に関する審査内容の整合性に関する事例。

1 「事由」欄の事由終期が申請後になっている事例。

ADAMS (翌債承認要求書)

箇所別調書及び理由書

○○○第○○号  
令和 6年 3月 9日

支出負担行為担当官 ○○○○部長

出見込額内訳	事業完了	事由
翌年度分	予定年月日	
円		
240,000,000	R6年6月30日	計画に関する諸条件が (水質汚濁)(2月~5月)

誤

【解説】 事由欄の事由終期は、事由への対処をした結果、翌年度の○月○日（事業完了予定年月日）に事業が完了すると判断出来た日、であることから、申請日より後になることはない。

○○○第○○号  
令和 6年 3月 9日

支出負担行為担当官 ○○○○部長

出見込額内訳	事業完了	事由
翌年度分	予定年月日	
円		
240,000,000	R6年6月30日	計画に関する諸条件が (水質汚濁)(2月~3月)

正

【正しい一例】 事由終期（3月）が申請日（3月9日）を超えない。

2 「事由」欄の事由発生（始期）が、繰越事由の対象となる「（当初計画）変更計画」欄の当初計画期間内ではない事例。

箇所別調書及び理由書

誤

(当初計画) 変更計画	翌年度にわたる債務 負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		事業完了 予定年月日	事由
		本年度分	翌年度分		
地元協議 ( R5.5 ~ R5.6 ) R5.5 ~ R5.10	円 50,000,000	円 20,000,000	円 30,000,000	R6年6月30日	計画に関する諸条件 ア (騒音)(7月~10月)
設計積算 ( R5.7 ~ R5.8 ) R5.11 ~ R5.12					
工事着手 ( R5.9 ) R6.1					
工事完成 ( R6.3 ) R6.6					

【解説】当初計画では、R5.6に地元協議が完了し、R5.7に設計積算を行うことになっており、繰越事由がR5.7に発生したのであれば、設計積算期間中に発生した外的要因として記載する必要がある。

正

(当初計画) 変更計画	翌年度にわたる債務 負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		事業完了 予定年月日	事由
		本年度分	翌年度分		
地元協議 ( R5.5 ~ R5.6 ) R5.5 ~ R5.10	円 50,000,000	円 20,000,000	円 30,000,000	R6年6月30日	計画に関する諸条件 ア (騒音)(6月~10月)
設計積算 ( R5.7 ~ R5.8 ) R5.11 ~ R5.12					
工事着手 ( R5.9 ) R6.1					
工事完成 ( R6.3 ) R6.6					

【正しい一例】事由始期（6月）が当初計画期間内（R5.5~R5.6）にある。

3 「(当初計画)変更計画」欄「変更計画」の「工事完成」年月と「事業完了予定年月日」欄が不一致の事例。

箇所別調書及び理由書

誤

(当初計画) 変更計画	翌年度にわたる債務 負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		事業完了 予定年月日
		本年度分	翌年度分	
地元協議 ( R5.5 ~ R5.6 ) R5.5 ~ R5.10	円 50,000,000	円 20,000,000	円 30,000,000	R6年7月30日
設計積算 ( R5.7 ~ R5.8 ) R5.11 ~ R5.12				
工事着手 ( R5.9 ) R6.1				
工事完成 ( R6.3 ) R5.6				

【解説】 「(当初計画)変更計画」欄においては「年」、「事業完了予定年月日」欄においては「月日」が誤っているケースが多い。

正

(当初計画) 変更計画	翌年度にわたる債務 負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		事業完了 予定年月日
		本年度分	翌年度分	
地元協議 ( R5.5 ~ R5.6 ) R5.5 ~ R5.10	円 50,000,000	円 20,000,000	円 30,000,000	R6年6月30日
設計積算 ( R5.7 ~ R5.8 ) R5.11 ~ R5.12				
工事着手 ( R5.9 ) R6.1				
工事完成 ( R6.3 ) R6.6				

【正しい一例】 工事完成年月 (R6.6) と事業完了予定年月日 (R6年6月30日) が一致。

4 「(当初計画) 変更計画」欄の変更計画と事由発生時期に整合性がない事例。

箇所別調書及び理由書

誤

(当初計画) 変更計画	翌年度にわたる債務 負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		事業完了 予定年月日	事由
		本年度分	翌年度分		
関係機関協議 ( R5.4 ~ R5.6 ) R5.6 ~ R5.8	円	円	円	R6年5月31日	計画に関する諸条件カ (河川法・〇〇県) (6月~8月)
設計積算 ( R5.7 ~ R5.8 ) R5.9 ~ R5.10	50,000,000	20,000,000	30,000,000		
工事着手 ( R5.9 ) R5.11					
工事完成 ( R6.3 ) R6.5					

【解説】当初計画では、R5.4に関係機関協議開始になっているが、変更計画ではR5.6に関係機関協議が開始されており、R5.4に協議開始できなかったことが繰越の原因と考えられる。

正

(当初計画) 変更計画	翌年度にわたる債務 負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		事業完了 予定年月日	事由
		本年度分	翌年度分		
地元調整 ( - ) R5.4 ~ R5.5	円	円	円	R6年5月31日	計画に関する諸条件ア (振動)(4月~5月)
関係機関協議 ( R5.4 ~ R5.6 ) R5.6 ~ R5.8	50,000,000	20,000,000	30,000,000		
設計積算 ( R5.7 ~ R5.8 ) R5.9 ~					
工事着手 ( R5.9 ) R5.11					
工事完成 ( R6.3 ) R6.5					

【正しい一例】当初計画には無かった地元協議 (R5.4~R5.5) を行ったことが繰越事由になっており、「(当初計画) 変更計画」欄の変更計画と事由発生時期に整合性がある。

5 「事業概要」欄の工事概要を、具体的に記載せず「一式」表示として  
いる事例。

箇所別調書及び理由書

(目の細分) 社会資本整備総合交付金		
事 項	箇 所 名	事 業 概 要
〇〇市 防災・安全 社会資本整備交付 金 (道路整備課分)	主要地方道 △△線  〇〇番地ほか (別表のとおり)	〇〇市〇〇町字×× ～字△△地内
		工事概要 地盤改良工 一式

誤

**【解説】** 事業内容及び具体的数量が記載されていない。  
具体的に記載できるものを「一式」表示は不適切。  
事業概要は、調書内の期間、金額、繰越事由の正当性を判断するための根拠の一つ。

(目の細分) 社会資本整備総合交付金		
事 項	箇 所 名	事 業 概 要
〇〇市 防災・安全 社会資本整備交付 金 (道路整備課分)	主要地方道 △△線  〇〇番地ほか (別表のとおり)	〇〇市〇〇町字×× ～字△△地内
		工事概要 本工事 L=80m W=16m 地盤改良工 A=800m <sup>2</sup> L型街渠工 L=160m 道路側溝工 L=160m 測量試験費 詳細設計1式

正

**【正しい一例】** 事業概要として事業内容及び具体的数量が記載されている。

# 6 「箇所名」欄で箇所が特定できていない事例。

## 箇所別調書及び理由書

(目の細分)都市公園事業費補助

事項	箇所名	事業概要
〇〇市 都市公園事業費補助 (建設局分)	〇〇公園	〇〇公園再整備事業
	〇〇市〇〇町 字〇〇××番 ～字〇〇××番	<b>【工事概要】</b> 特定公園施設の整備 コンクリート系舗装工 10,000㎡ レンガ・タイル系舗装工 500㎡ 側溝工 950.1m 管渠工 988.3m 集水樹工(雨水橋) 122箇所 整備面積:18,300㎡

**誤**

**【解説】** 事例は箇所が特定できない。  
 箇所が特定できるよう、全ての地先（地番）等を表示する。  
 地番等が多数ある場合は、別表、位置が特定できる図面等を添付する。  
 「〇〇～〇〇」表示ができるものは、道路のように**路線を特定し「起点～終点」表示**で箇所の特定ができるものに限る。

(目の細分)都市公園事業費補助

事項	箇所名	事業概要
〇〇市 都市公園事業費補助 (建設局分)	〇〇公園	〇〇公園再整備事業
	〇〇市〇〇町 字〇〇××番 △△番 □□番	<b>【工事概要】</b> 特定公園施設の整備 コンクリート系舗装工 10,000㎡ レンガ・タイル系舗装工 500㎡ 側溝工 950.1m 管渠工 988.3m 集水樹工(雨水橋) 122箇所 整備面積:18,300㎡

**正**

**【正しい一例】** 地番が全て記載されており、箇所が特定できる。



7 繰越事由が契約後に発生した場合に、「(当初計画) 変更計画」欄の記載が、「着手～完成」として一体表示されている事例。

箇所別調書及び理由書

(当初計画)		変更計画
変更計画		
地元調整	( R5.4 ~ R5.6 )	R5.4 ~ R5.10
設計積算	( R5.7 ~ R5.8 )	R5.7 ~ R5.8
工事期間	( R5.9 ~ R6.3 )	R5.9 ~ R6.5



誤

【解説】時系列に表示されていないので事由の発生時期等を特定できない。  
工程表を「当初計画(変更計画)」欄に反映させる。

(当初計画)		変更計画
変更計画		
地元調整	R5.4 ~ R5.6	R5.7 ~ R5.8
設計積算	R5.7 ~ R5.8	
工事着手	R5.9	R5.9 ~ R5.10
地元調整	( - )	
工事完成	( R6.3 )	R6.5



正

【正しい一例】当初の地元協議は予定通り完了し、工事着手後に予定していなかった地元協議が発生したことを記載。  
時系列に表示されているので、事由発生時期が特定でき、工程表の再現も可能。  
※当初計画と変更計画が同一の場合は、当初計画の記載は不要。

# 8 ADAMS（翌債要求書、繰越計算書）と「箇所別調書及び理由書」の事項名が異なる事例。

ADAMS

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支計
(組織)国土交通本省	
280 社会資本総合整備事業費	
47052-1825-00 防災・安全交付金	
(目の細分)防災・安全交付金	
(事項)〇〇市防災・安全交付金 (道路建設課 道路分)(補正予算分)	

箇所別調書及び理由書

事項	箇所
市道〇〇〇号道路改良事業	市道〇

誤

**【解説】** ADAMS帳票の左下に記載の「…を必要とする理由 別紙理由書のとおり。」の別紙理由書が「箇所別調書及び理由書」であり、ADAMS表示の事項の理由書になることから、事項名は一致している必要がある。

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支計
(組織)国土交通本省	
280 社会資本総合整備事業費	
47052-1825-00 防災・安全交付金	
(目の細分)防災・安全交付金	
(事項)〇〇市防災・安全交付金 (道路建設課 道路分)(補正予算分)	

事項	箇所
〇〇市 防災・安全交付金 (道路建設課 道路分)(補正予算分)	市道〇

正

**【正しい一例】** 事項名が一致している。

※補助事業の事項立てのルール：  
補助事業者＋補助金名＋（事項分割の単位）  
＋（補足事項）

9 ADAMS（翌債要求書、繰越計算書）と「箇所別調書及び理由書」の事業完了予定年月日が異なる事例。

ADAMS

土木部長 に係る分	
要	
の既済 年月日	事務事業の完了の 見込年月日
	令和6年6月30日

箇所別調書及び理由書

分	事業完了 予定年月日	事
円 000	R6年6月30日	計画に (騒 当該 日(第 〇〇
000	R6年7月31日	計画に (地

誤

【解説】 ADAMSは事項単位で完了予定年月日を表示することから、事項内で箇所が複数ある場合、最終の事業完了予定年月日を記載する。

土木部長 に係る分	
要	
の既済 年月日	事務事業の完了の 見込年月日
	令和6年7月31日

分	事業完了 予定年月日	事
円 000	R6年6月30日	計画に (騒 当該 日(第 〇〇
000	R6年7月31日	計画に (地

正

【正しい一例】 事項内の最終の事業完了予定年月日が記載されている。

# 10 審査表の支出負担行為に関する審査内容の整合性に関する事例。

## 審査表

### 交付決定済の事例

番号	審査事項(要件等)	確認
8	契約等に定められている内容に沿って実施されている。	○
11	支出負担行為未済の事業は	○
	ない。	—
12	前金払又は概算払は	—
	していない。	○
	しているが、支払見込額は適正である(過払いとはならない。)	—

番号	審査事項(提出書類)	確認
20-i	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	○
20-ii	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	○

**【解説】** 番号8の「契約等」は「交付決定通知」を指す。交付決定済の場合、番号8・11・20-i・20-iiは上記記載となる。番号12は、交付決定後の補助金の概算払の有無により判断。

### 交付決定未済の事例

番号	審査事項(要件等)	確認
8	契約等に定められている内容に沿って実施されている。	—
11	支出負担行為未済の事業は	—
	ない。	○
12	前金払又は概算払は	○
	していない。	—
	しているが、支払見込額は適正である(過払いとはならない。)	—

番号	審査事項(提出書類)	確認
20-i	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	—
20-ii	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	—

**【解説】** 交付決定未済の場合、番号8・11・12・20-i・20-iiは上記記載となる。